

# 議第32号 呉市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

## 1 改正の趣旨

(1) 平成30年度から、国民健康保険（以下「国保」といいます。）は、市町村個別の運営から、都道府県が国保の財政運営の責任主体となる運営に変更され、市町村は、都道府県が示す標準保険料率を基に保険料率を定めるとともに、国保の事業運営に必要な費用を国民健康保険事業費納付金として都道府県に納付することとされています。

この度、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第82条の3の規定により、広島県（以下「県」といいます。）から、令和2年度分の標準保険料率等の通知がありましたので、これを参考に令和2年度の保険料率を決定するため、所要の規定の整備をするものです。

(2) 国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号。以下「施行令」といいます。）の一部改正により、国民健康保険料の基礎賦課額の賦課限度額の引上げ及び減額措置の対象世帯の拡大が行われることに伴い、所要の規定の整備をするものです。

## 2 改正の内容

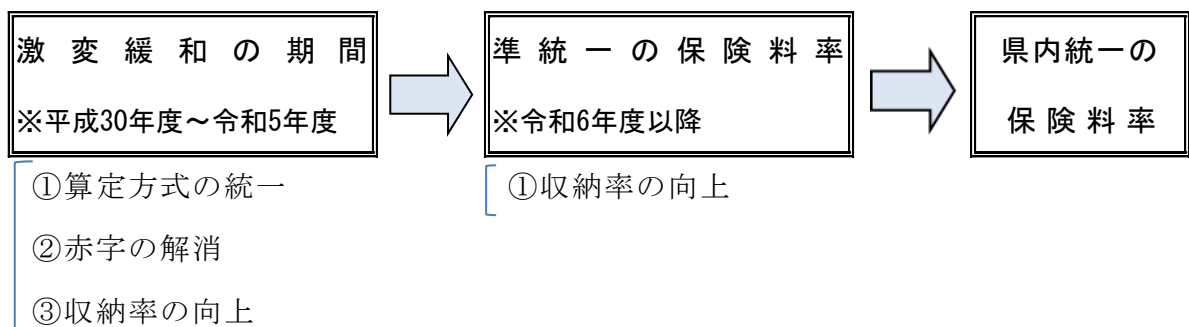
### (1) 県の通知に伴う保険料率の変更

呉市の国保の保険料率は、所得に応じた応能分である「所得割額」と、受益に応じた応益分である一人当たりの「被保険者均等割額」と一世帯当たりの「世帯別平等割額」とを合算して算出しています。

県は、令和6年度に国の基準に基づき算出した保険料率に対して各市町の収納率等を反映させ、県が独自に定める保険料率（以下「準統一の保険料率」といいます。）を各市町に示し、各市町はこれに合わせて保険料率を定めることとしており、平成30年度から令和5年度までの激変緩和措置期間中に各市町は準統一の保険料率との差の解消に取り組むこととされています。

呉市においては、激変緩和措置期間中に準統一の保険料率との差を計画的に解消していくに当たり、令和2年度の基礎賦課総額等に係る各区分の割合を次のとおり見直します。

### 県内統一の保険料率に向けたイメージ



【参考】基礎賦課総額等に係る各区分割合の推移

			平成30年度		令和元年度			令和2年度	
			呉市の 保険料率 区分割合	保険料率	準 統 一 保 険 料 率 区 分 割	呉市の 保険料率 区分割合	保険料率	準 統 一 保 険 料 率 区 分 割	呉市の 保険料率 区分割合
基礎賦課額	応能	所得割	50%	7.60%	45%	49%	7.60%	45%	48%
	応益	均等割	31%	22,200円	38%	32%	23,400円	38%	33%
		平等割	19%	21,600円	17%	19%	21,600円	17%	19%
後期高齢者 支援金等 賦課額	応能	所得割	50%	3.25%	45%	49%	3.10%	45%	48%
	応益	均等割	31%	9,120円	38%	32%	9,120円	38%	33%
		平等割	19%	8,880円	17%	19%	8,640円	17%	19%
介護納付金 賦課額	応能	所得割	50%	2.80%	41%	49%	2.70%	42%	48%
	応益	均等割	31%	8,520円	41%	32%	8,880円	40%	33%
		平等割	19%	6,000円	18%	19%	6,000円	18%	19%

※令和2年度の保険料率は、直近の被保険者数、世帯数及び令和元年中の所得状況に基づき、7月上旬に決定します。

(2) 施行令の一部改正に伴うもの

ア 賦課限度額の引上げ

- (ア) 国民健康保険料の基礎賦課額の賦課限度額を61万円から2万円引き上げて63万円とします。
- (イ) 介護納付金賦課額の賦課限度額を16万円から1万円引き上げて17万円とします。

イ 減額措置の対象世帯の拡大

国民健康保険料の賦課額における被保険者均等割及び世帯別平等割の保険料の5割減額及び2割減額の対象となる世帯の所得判定基準を次のとおり変更し、減額措置の対象世帯を拡大します。

(ア) 5割減額の対象となる世帯の所得判定基準

被保険者及び特定同一世帯所属者一人当たりの判定基準額を28万円から28万5千円に増額して世帯の所得判定を行います。

(イ) 2割減額の対象となる世帯の所得判定基準

被保険者及び特定同一世帯所属者一人当たりの判定基準額を51万円から52万円に増額して世帯の所得判定を行います。

3 施行期日

令和2年4月1日